

## 佐伯市戦後五十年史（二六）

## —昭和四十年代の

## 社会・文化・スポーツ—

矢野彌生

（会員 佐伯市中山区）

〈前号〉

## 二五 昭和四十年代の社会・文化・スポーツ

## (一) 住宅団地の造成

## 二六 昭和四十年代の社会・文化・スポーツ（続）

## (三) 公害

## 戦前・戦後の〈大正期の亜硫酸工場の煙害〉

公害 佐伯市の市民生活に大きな影響を与えた公害の歴史は、すでに大正初期にその記録がある。

大正初期の郷土紙「佐伯新聞」に詳細な記事があるが、その概要を述べてみたい。

大正五年（一九一六）十月頃、宮城正一の経営している灘鳥越（茶屋が鼻橋の左向こう）の亜硫酸工場が煙毒のため、大正六年四月頃苦木（にがき）に移転している。この移転については農作物に悪い影響があると関係者約七十名連署で移転を請願したからである。

また、会社は農作物の被害補償として損害賠償金百円を支払い一応解決している。

〈戦後の産業公害〉 佐伯市における公害・特に産業公害について、その一端を述べてみよう。

大正十五年（一九二六）に操業を始めた海崎のセメント工場の煙害や昭和二十八年（一九五三）に元海軍航空隊飛行場跡に建設・操業したパルプ工場の廃液など、農漁業に被害をもたらし、大きな被害を与えた大きな社会問題となつた。

海崎の日本セメントでは、まず大宮八幡の社叢（神社の森）のマツやシイ・カシなどの樹木が大煙突から出る亜硫酸ガス・粉塵などで次々と枯れ始める。工場側は躍起となつて防塵装置を工夫し次々と改善してきた。

また、大きな工場の被害だけでなく、農村部に多い畜

産公害や市街地に散在する大・小の工場から出る煤煙・粉塵・騒音・振動・悪臭など周辺の市民生活に与える影響は大きかった。

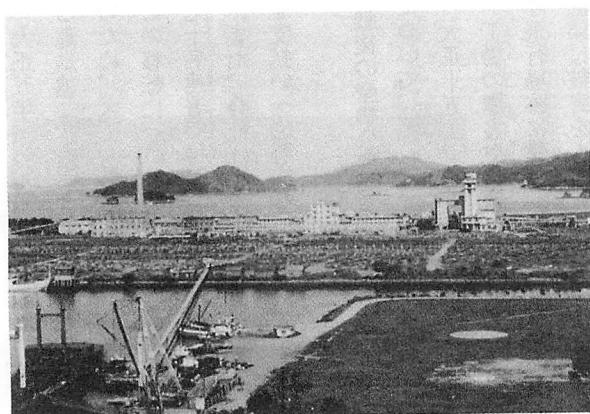
昭和三十年代は日本の経済成長が進むにつれ、公害問題は各地に発生し、市民生活に大きな影響を及ぼすようになったのである。

#### 昭和四十年代 〈佐伯湾ではハマチや真珠母貝など

##### の大公害 大量死が起きる〉

昭和四十年代は日本経済の高度成長のピークの時期であり、また、後半の昭和四十八年（一九七三）には石油ショックにより物価騰貴がおこり、低成長期に入るという波乱に富んだ時代である。第一表は佐伯市・南海部郡の公害の状況をいくつかの資料（注1）をもとにその概要をまとめたものである。

昭和四十一年（一九六六）の十月十日から十五日までの間に、赤く汚濁した水が佐伯湾内各地の養殖筏に押し寄せ、数万匹のハマチ等が変死した。漁民は興人佐伯工場のバルプ廃液が原因だと抗議したが、興人側はプランクトンの異常発生による赤潮が原因だと主張して譲らなかつたという。



昭和43年ころの興人佐伯工場

の改善を約束したのにに対し、漁協側は工場閉鎖を要求した。明確な原因究明ができないまま、興人側が補償金を出す方向で話し合いが進んでいる

かつたという。  
県水産試験場の調査ではつきりせず「赤潮と廃液の複合」と曖昧な結論を出している。県と佐伯市、興人、漁協は十一月二十九日、佐伯湾汚濁防止協議会を設置して原因の究明と被害額の算定に乗り出したが難航を重ねた興人側は廃液原因説を認めなかつたが、翌年六月までに処理施設

第一表 昭和四十年代の公害

〈注2〉。

公害で死んだのは魚介類だけではない。その状況について新聞報道では次のように述べている。

（前略）昭和四十年に「佐伯湾は死んだ」と言われる佐伯市の風物詩だった番匠川のシラウオ漁が消え、魚介類の変死が相次いだ。死んだのは魚介類だけではない。

昭和四十一年三月、子ども三人が海に落ちた。近くにいた人がすぐ飛び込んだか暗褐色の水の中では何も見えなかつた。網で引き上げた一人の水死体だった。

（毎日新聞・昭和四十七年八月十一日版）

また、昭和四十年十一月二十三日午後五時十五分頃、佐伯港の岸壁に駐車していた佐伯海運の乗用車のブレーキがはずれ四人を乗せたまま海に落ちた。これも転落場所がわかつっていたが、どす黒い海の為救助が思うようにいかず一人の人命が奪われた。

（大分合同新聞・昭和四十七年六月十一日版）

この他、昭和四十年（一九六五）に起きた佐伯湾の魚の大量死の原因を調査していた九大と広島大、大分大の専門家は、原因はバルブ工場の廃液が海中の酸素を奪った

為であると結論づけ、直接の因果関係を否定し漁民たちの不満を招いた（注3）。

しかし、佐伯漁協はこの学者グループの調査結果で興人の責任が明らかになつたとして、援助金協定を破棄、漁業被害補償八億六千二百六十六万円を要求した。

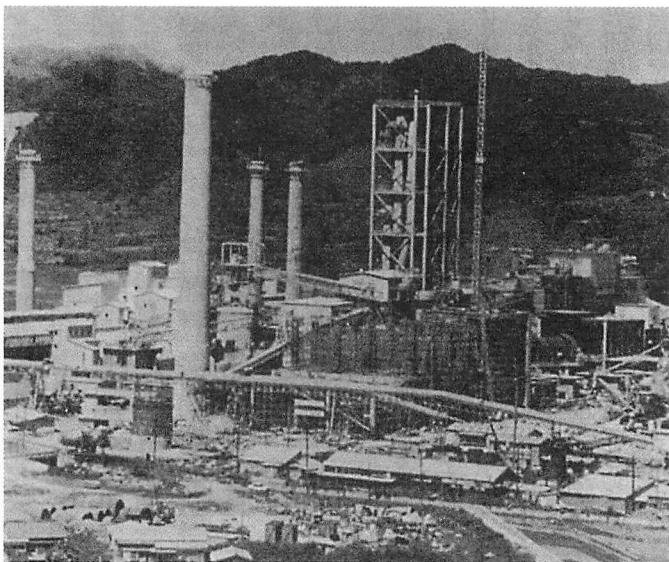
〈八幡地区のミカンにセメント粉・被害大〉

昭和四十三年には、日本セメント佐伯工場の煙突からはき出される煙は、秋空だけでなく、みかん畑からも「青味」を奪つた。

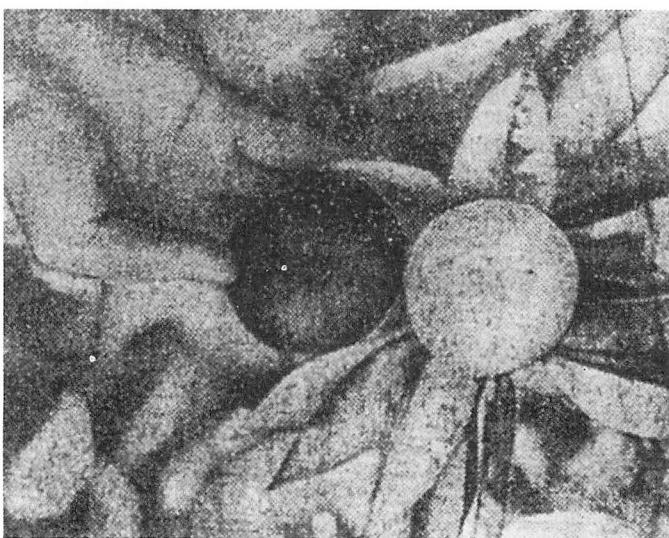
そして四月、「最近セメント工場の粉塵がひどいのう」八幡地区のミカン農家が気がついた時はもう遅かつた。ミカン畑は枝も葉もミカンの実までも真っ白い粉で塗りたくられていた。「市場に出せない」「木の成長まで止まつた」不安と不満は高まり、七月に栽培農家三十人が八幡地区柑橘同志会を結成、セメント工場にねじ込んだ。「煙突からでる炭酸カルシウムだろう」ぐらい考えていた工場側も調べてみてびっくりした。石灰石を強熱で焼いて、セメントの原料のクリンカーに製造する過程で集塵装置が破れ、クリンカーがまともにガス排出口から空中

に吹き上げられていたからだ。

一日二千五百トンのセメントを生産するとしても、その量はなんと三百キロ。毎日、これだけの量をミカン山や市民の頭上にまき散らされたのではない。



日本セメント工場 〈昭和四十三年頃〉



セメント工場の粉塵で真っ白になったミカン〈左〉と  
普通のミカン 〈八幡地区・昭和四十三年〉「朝日新聞」

工場側は工費一千万円をかけてこの二日、応急処理を終わったという。だが、「白いミカン」を抱えた農家は納まらない。約三百人で八幡地区柑橘煙害対策協議会を結成。補償問題の検討も始めたが、市にも地元にも盛り上

がりは見られない。それは地元の小・中学校の体育館  
プールの新設や市庁舎新築にポンと二千五百万円も工場  
側が寄付したことに対する気兼ねなのだろうか。

工場近くの日豊本線海崎駅に勤務する井上清一市議は  
「従業員のほとんどが地区出身。毎日の生活には替えられ  
ないので、少しぐらいの被害は黙つているだろう。見え  
ない公害が忍び寄つていてるのに……」とくやしが  
る。

（朝日新聞・昭和四十三年十月二十三日版）

・佐伯市南郡医師会  
藤本 成圭

廣瀬 貞雄  
高山 善吉

・佐伯市森林組合  
商工会議所

・漁業関係組合  
柑橘組合関係

事務局長一名

・佐伯地区労働組合評議会

木許 晃

幹事 二名

・佐伯薬業組合

高司 恒一

・佐伯地域婦人団体連絡協議会

荒武マスエ

（市報さいき 昭和四十五年十一月一日号）

（公害追放佐伯市民会議が結成される）  
佐伯湾の水質汚染等で公害問題に敏感になつていていた。  
佐伯市では、昭和四十五年（一九七〇）十月二十二日に、  
佐伯小学校講堂で公害追放市民会議が結成される。

結成大会には、地区労や区長会連合会・森林組合など十六団体代表と市民三百人が参加した。主として会議では会則や公害追放都市宣言・佐伯憲章案などが承認される。また、代表委員には次の七名が決定した。

代表委員 七名。

・区長会連合会

片山 重造

・市連PTA

高野 新太郎

翌二十一日、興人幹部七人を呼んで事情を聴取した。

同社はすでに公害企業の烙印を押され、市民団体などから強い指弾を受けていた。

昭和四十七年（一九七二）六月二十一日、県警と佐伯署は大気污染防治法違反の疑いで興人を強制捜査し、キガマ廃液や燃料施設運転日誌など関係書類九十五点を押収した。

大気汚染防止法違反容疑で強制捜査を受けたのは、全国で初めてだった。それはとりも直さず、県内の公害運動の盛り上がりと、それに後押しされた行政や警察の強い姿勢の現れだつた。

依然として公害の状況は改善されないどころか、逆に悪化しつつあった。

この年の二月七日、県公害局が興人を立ち入り検査した際二ヶ月前に届け出る義務がある水素イオン濃度調整タンク三基が建設中であることがわかり、直ちに工事を中止させると共に、二十一日水質汚濁防止法違反容疑で警察に告発した。これを受けて県警と佐伯署は捜査を進めていた。今度は公害追放佐伯市民会議が新たな水質汚濁防止法違反事実をつかみ警察に告発した。

県や佐伯市に無届けで素堀り池を掘つて廃液を溜めていたというものがだつた。この素堀の溜め池は六面もあり、最も大きい池は約六千六百トン、総廃液貯水量は約二万トンに及んでいることがわかつた。興人は工場を全面操業停止して十三日から十六日まで試験放流した。

県警は佐伯署の捜査に引き続き、興人社から専務の鈴木浩一を呼んで事情聴取し、水素イオン濃度調整タン

クと素堀りのため池を無届けで設置した責任が佐伯支社にあるのか、それとも本社ぐるみの違反なのかを厳しく捜査した。四月二十日、佐伯区検察庁は興人に對して、全国で初めて水質汚濁防止法違反で罰金刑の略式命令をだした。

興人佐伯支社の公害ぶりはさらに続いた。五月二十一日、大気汚染防止法で定められている緊急時の一時間当たりの基準値〇、〇五PPMを二倍も上回る一、〇PPMの亜硫酸ガスを排出したことが判明した。県は同三十日、陸上燃焼装置三号炉の使用を休止させ、改善や硫黄分の少ないC重油を使用するよう行政指導した。

だが県の行政指導が手ぬるいと感じた公害追放佐伯市民会議は、六月五日、興人社長の西山雄一郎と佐伯支社長竹浪正二の二人を大気汚染防止法違反の疑いで佐伯署に告発した。県に対してもキガマ廃液の硫黄含有量を一、六%と届け出ているにもかかわらず、環境基準の二十倍の一、〇PPMという異常数値を示したため、県が抜き打ち調査した結果、五基の陸上燃焼装置のうち一、二、三号炉使用分が三、一九%、四、五号炉使用分が三、四五%と届け出の一倍以上に達していた。

市民会議はこれは廃液を燃焼する施設の書類審査に合格するためにウソの届け出に該当するとして告発したのだった。この告発に基づいて大気汚染防止法に基づいて強制捜査が行われたのである。

その後、興人佐伯支社は七月十四日、県公害局の依頼により日本環境衛生センター公害部がパルプ廃液燃焼処理装置の悪臭調査を受け、廃液タンクと枝条流下床のほか燃焼処理過程での不完全燃焼の二点が指摘された。

この日、社会党瀬戸内海汚染対策特別委員会の内海実態調査団一行が佐伯湾の汚染状況を調査し、興人佐伯支社を視察した。興人佐伯支社が警察の強制捜査を受けたのは違反の実態が悪質だったためだが、すでに公害については、企業側の無過失賠償責任が問われる時代になっていた（注4）。

#### 〈ヘドロで汚染された佐伯湾〉

昭和四十八年（一九七三）七月一日には、興人から長年にわたり排出されたヘドロで佐伯湾が汚染され、漁獲量が減少したとして、沿岸の漁民は補償を求めて漁船が海上を封鎖した。

我が国では高度成長の波にのって立地した臨海型産業は、県内だけでなく全国各地で環境を破壊し、そこに住んでいる人々の命と生活を脅かすようになつていたのである（注5）。

#### 〈興人佐伯支社、脱パルプを目指す動き〉

過去二十年間、興人はパルプ産業を続けて大きな公害問題を起こし、その反省から業種転換に踏み切ろうとしている。この状況を新聞報道では次のように伝えている。佐伯市の興人佐伯支社は原油基地への業種転換計画が中止となつたあと措置について検討を重ねていて、一部で原料の転換や食品の開発に取り組むなど、徐々に五十年（一九七六）の脱パルプを目指して動き始めた。

同社は業種転換について「適当な業種がみつからない場合、五十一年以後もパルプで生産を継続することもあり得る。そのときは、排出口の化学的酸素要求量  $\text{HCO D} \times \text{規制値の } 1/20 \text{ PPM}$  を守るために減産することになります。」との考えを持っている。が、パルプ廃液の糖分を利用してリボ核酸から飼料、医薬品などを作っている発酵部門ははつきり脱パルプの方向を打ち出している。

原料をパルプ廃液から酢酸（食酢）に切り替える為、今

春から二百立方メートルのテストプランを備え付け、十

月中旬から運転に入る。これが成功すれば色が悪く家畜

の飼料までしか作れなかつた蛋白を食品に加工すること

もでき、これまで各メーカーに卸していた薬品、調味料

などを完全な自社製品として販売することも計画してい

る。

また、支社内にあつたパルプ研究所を廃止、本社社長

室開発推進本部直属の食品開発班を発足させ、発酵部門

の食品加工とはまったく別の冷凍食品・清涼飲料水など

の開発に取り組んでいる。いまのところ、自然食品に焦点

を合わせ、開発テーマを選択している段階だが、一部

では実験段階にはいつたものもある。製品はまだ市場に

出回っていない新しい食品や人工添加物を天然のものに

置き換えた香辛料等になるだろうと言う。

（朝日新聞・昭和四十八年八月一十六日版）

### 〈岐路に立つ興人佐伯〉

朝日新聞の記者である杉本正基は昭和四十九年の「記者メモから」と題して、興人の動向を次のように発表し

ている。参考までに全文を次に引用しよう。

二十年間以上もコーヒー色の廃液を流し続けてきた佐伯市の興人佐伯支社は、昨年からの厳しい住民の公害運動の前に、今年は生産第一主義の姿勢を改め対話を前面に出してきた。

しかし、再び住民の反対にあつて酢酸発酵プラントは操業できずに一年間以上も雨ざらしの状態だった。

酢酸発酵プラント建設の背景は排水規制強化による脱パルプ廃止に伴いその原料を酢酸にかえようというものだつた。プラントの新設申請に対しても県は単なる原料転換対策として簡単にOKを出した。

### 右往左往した県

昨年の原油基地問題で住民の理解、協力がなければ、公害運動の盛んな佐伯で何もできないことがわかつてゐるはずなのに、事業に住民に相談もしないでの許可だつた。「廃液中には多量のチッソ・リンが含まれており、赤潮発生の原因になる」と住民に突き上げられた県は、コロッとした態度を変え「住民の了解を得て操業をはじめよ」

と待つたをかけた。このいきさつを振り返って支社のあ

る幹部は「どうも県の指導はわからない」と首をかしげ

る。住民も同じだ。「公害防止施設を作らせる」と要求す  
ると県は初めて会社を指導する。

昨年末、市が県に送った公害防止協定は「酢酸発酵も  
加える」ため、作業を中断、一年たつてもほこりをか  
ぶつたままだ。幸い、この間に事故らしい事故がなかつ  
たからよいものの、もし起きたらどうするつもりだった  
のだろうか。

さらにその後、発ガン物質・毒性問題が出ていまだに  
操業の見込みがたっていない。

### パルプ続行へ直進

酢酸発酵プラントが遅々として進まない間にパルプは  
大きく変わった。六億円をかけて廃液の濃縮装置を建設  
中だし、来年は二十数億円で公害防止施設を作る予定で  
脱パルプから一転、パルプ続行にまっすぐ走ろうとして  
いる。五十一年六月から強化される排水溝の化学的酸素  
要求量（COD）が現在の八〇〇PPMから一二〇PPM  
Mに強化されるのに対し、技術的・資金的メドがたつた

からだという。

### ヘドロも未解決

過去一年間、興人自身の自主規制もあってチヨツピリ  
青ざを増した。会社のある技術者は「五十一年になれば  
汚染範囲は見違えるほど違うはずです。」と自信をちらつ  
かせる。石油基地問題の時は、「興人無用論」を唱えた一  
部住民も「海も昔のようにもどしてくれさえすれば」と  
興人の出方に注目している。

ほとんどの住民が同じ気持ちと見られるが、具体的な  
パルプ続行計画は明らかにされておらず、ヘドロの処理  
問題も残っている。小山茂喜支社長は「今は住民の理解  
と協力がなければ企業はやつていけない。酢酸発酵プラ  
ントは一日も早く操業したいが、住民の理解が得られる  
よう塩素によるメツキ処理を県と相談しているところだ。  
パルプは需要が強く続ける予定なので、近くその旨説明  
する。来年は、そのための公害防止施設の建設が主とな  
るだろう。また、経済動向を見ながら、食品・薬品の開  
発や他の業種も手がける事を考えたい。」と言つてゐるが、  
市民としてはこれからも県・市・支社の出方を注意深く

見守つてゆく必要があるようだ。

(朝日新聞・昭和四十九年十二月二十三日版)

うな水域類型の指定を受けた。

きれいになつた

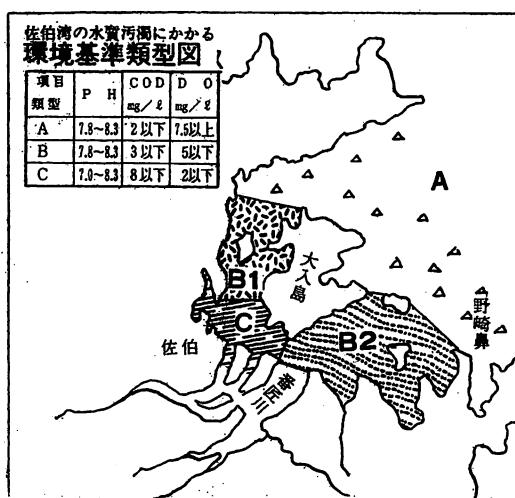
佐伯湾 〈佐伯は海に生きるまち〉

最後に「市報さいき」(昭和五十三年五月一日号)の記事を引用して紹介したい。

わたしたちの日常生活や生産活動に使われる物のうち、年間約三十億トンが廃棄物として放出されている。こういった廃棄物の終着駅という性質をもつ海。特に私たちに最も関係の深い佐伯湾はどうでしようか?

昭和四十六年(一九七一)に佐伯湾番匠川水系に係わる環境基準閣議決定を受けて以来七年、年々目に見えて美しくなつてきている佐伯湾をもう一度みてみよう。

生活様式の変化とともに、水質汚濁問題が深刻になつてきましたが、これに対処して国では生活環境保全基準を設定してきている。これは排水規制・下水道整備など諸施策を推進するための行政目標として設けられたもので、佐伯湾は昭和四十六年五月の閣議決定で第一図のよ



第一図 佐伯湾の水質汚濁にかかる環境基準類型図

〈水質汚濁防止法が成立するまで〉

一方、工場や事業所から排出される水の「排出規制」をすることで水質汚濁を防止する水質汚濁防止法が昭和

四十五年から施行されている。

この法律以前にも「水質保全法」「工場排水規制法」というものがあつたが実効性がなかつたため、

①排水に関して国が一定の基準を設け、知事に上乗せ

基準を設ける権限を与える。

②事業場が基準違反の水を流した時は、知事は排出停止を命令する。また、違反者を罰することができるといった条項を加えて成立したものである。

#### 〈適用後に海はどうかわったか〉

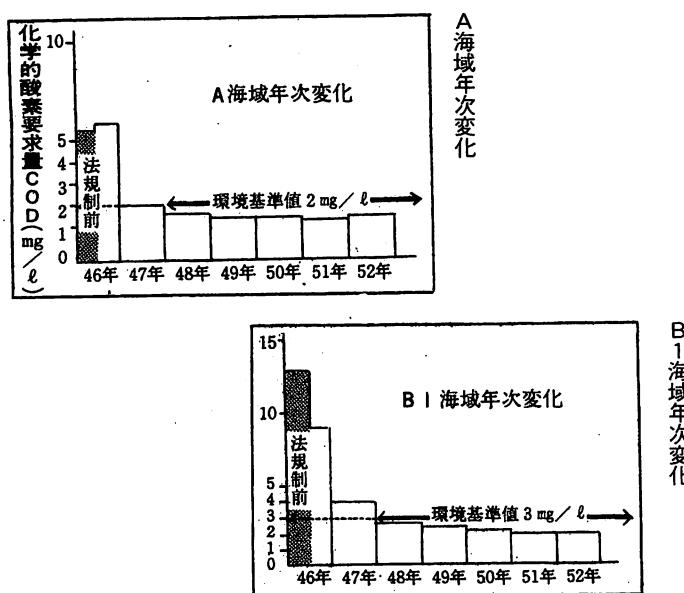
佐伯市には、この法律の適応を受ける事業場が数社ある。なかでも佐伯湾汚濁に最も影響のあつた興人佐伯支社の規制は、

四十六年	六月十七日	一三五〇 PPM
四十八年	四月一日	八〇〇 PPM
四十九年	四月一日	七〇〇 PPM
五十年	七月一日	三八〇 PPM
五十一年	六月二十四日	一〇〇 PPM

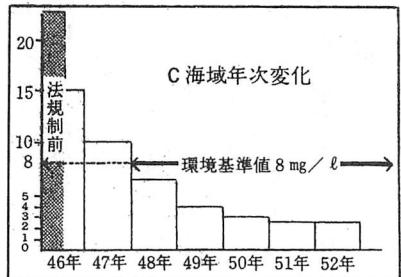
と県の上乗せ条例で年々強化されている。

第二図は昭和四十六年から五十二年までの佐伯湾指定

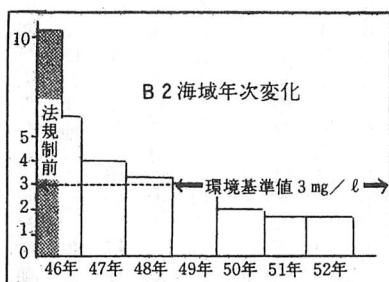
水域別の化学的酸素要求量(COD)年次変化の平均値を図にしたものである。



C海域年次変化



B2海域年次変化



域に汚染が及んでいることがわかる。また、四十六年でも水質汚濁防止法が施行される前と後では、はつきりと違ひがでている。

法の施行から一年半、つまり昭和四十八年（一九七三）頃から環境基準値に達するようになった。

A海域は昭和四十八年から五十二年まで、汚濁量の変化はほとんどない。A領域は四十八年を境にして生まれ変わったということができよう。B2海域は昭和五十年（一九七五）以降、またB1海域は昭和五十二年以降といつた、ごく最近になつてきれいになつたといえる状態に近づいている。残念ながらC海域はA、B海域と比較すると劣る状態としかいえない。それでも四十六年当時に比べて、平均値で十倍近くきれいになつたといえよう。水質汚染には夏・冬といった季節の変動、干潮時と満潮時といつた自然の影響も軽視できない。また、赤潮も海域汚染の一つともできる。しかし、この分析資料をみても、汚染域が減少し、港佐伯を象徴する青い海が戻りつつあることがわかる。

これでみると、A、B（B1・B2）、C海域とも四十六年当時は、環境基準値を大きく超え、しかも湾内全ても佐伯湾を見守つていかなくてはならない。

海を汚すのは廃液だけではない

確かに海水そのものはきれいになつてきたが、佐伯湾の汚れは排水ばかりではない。海が澄んでくるにつれ、廃棄されたゴミが目立つようになつた。空き缶、ビニール等たくさんのゴミが、潮に乗り海岸部に漂着している大入島石間地区では、年に何度か海岸部の清掃を行つているが、とても追いつける状態ではない。

海水を見守りながら、私たち自身が海を汚す側にならないように気をつけよう。

漁業組合では、つぎのように言つている

確かに佐伯湾はきれいになつている。

廃液がひどかった頃でも、湾内の魚が減つたということではないが、松ヤニ臭くて食べられないとか、チリメンに多少色がついて商品価値が低かつたでしよう。

もつとも牡蠣などは、廃液の一一番ひどい潮に洗われる部分にできるものだから、まったく取れない時期もあつたこの二、三年でこれもだいぶ回復してきたようだ。

(公害の項終わり)

注1　・清原芳治「二十世紀大分の歩み」  
（大分合同新聞社・平成十三年七月）

・「公害の現状と対策」

（大分県企画部 昭和四十五年四月）

・「大分県労評三十年史」

（大分県労働組合評議会編昭和五十五年三月）

・「佐伯湾からの報告」

（毎日新聞・昭和四十七年八月十一日版）

・「佐伯市現代二十年のあゆみ」

（佐伯市 平成七年）

注2　・清原芳治「秘録大分県の戦後政治Ⅲ

（大分合同新聞社 平成十三年）

注3　・（2）に同じ

注4　・（2）に同じ

注5　・（2）に同じ

《続く》